本町下市場 露店市場出店に伴う注意事項

本町下市場に露店を出店するにあたっては、次の注意事項を守り市場の円滑な運営にご協力をお願いします。

- ① 許可時間(午前8時~午後5時)以外は、露店等を道路に置かないこと
- ② 出店は、1口間口2メートル、奥行1.5メートルの敷地内にて行うこと (最大3口)
- ③ 道路を汚染した場合は、清掃を確実に行うこと
- ④ 商品、資材の運搬車両を道路に置かないこと
- ⑤ 道路上に商品を置かないこと
- ⑥ 通行人の迷惑にならないこと
- ⑦ 食品の取扱いについては、衛生面等に十分注意すること
- ⑧ 交差点、消火栓等の場所には、出店しないこと
- ⑨ 出店許可については、他人にその権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は金品を もって取引をしないこと
- □ 出店を取り止める時は、すみやかに届書を提出すること
- 即 出店場所については絶対的なものではなく、公共工事、地先の工事及び公益上の 必要があるときは、出店場所の移動を行うこと
- ② その他関係法令等を遵守し、市場管理者、市場組合の指示に従うこと
- ※ 注意事項を守らない場合は、出店許可を取り消す、又は許可しない場合があります。

中央区役所 地域課 露店市場管理事務所 6025-222-7818